

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 14 日

各厚生労働大臣認可

消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる緊急特別取扱いについて

3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により、多数の人的被害、住家被害が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを本日より行うことを認める。

なお、後日、報告・届出等の事務手続きを求めることを予定しているが、その詳細については、追って連絡する。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- （1）共済掛金の払込期間の延長
- （2）共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- （3）共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上